

議員提出議案第6号

渋谷区給付制奨学金に関する条例

上記の議案を提出する。

令和8年2月18日

提出者

渋谷区議会議員 五十嵐 千代子

同 田中 正也

同 牛尾 真己

渋谷区議会議長 一 柳 直 宏 殿

渋谷区給付制奨学金に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、経済的理由により大学、高等学校等における進学又は修学が困難な者に対し、奨学金を給付し、社会に貢献し得る人材を育成することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 大学 学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）第1条に規定する大学（法第97条に規定する大学院及び法第103条に規定する大学を除く。）をいう。
- (2) 高等学校 法第1条に規定する高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）をいう。
- (3) 高等専門学校 法第1条に規定する高等専門学校をいう。
- (4) 専修学校 法第124条に規定する専修学校をいう。ただし、法第125条第1項の高等課程及び専門課程に限る。
- (5) 確認大学等 大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）第2条第3項に規定する確認大学等をいう。

(給付額等)

第3条 奨学金の給付額は、入学料、授業料及び施設整備費の実費相当額（当該実費相当額が規則で定める額を超える場合は、当該規則で定める額。以下「当該実費相当額等」という。）の範囲内とする。ただし、独立行政法人日本学生支援機構法（平成15年法律第94号）第17条の2の学資支給金を受けているときは、当該実費相当額等から当該学資支給金の額を除いた額の範囲内とする。

(給付の資格)

第4条 奨学金の給付を受けることができる者は、次の各号に掲げる要件を備えていなければならない。ただし、区長が特別な事情があると認める場合は、この限りでない。

- (1) 奨学金の給付を受ける者（以下「奨学生」という。）の生計を維持する者が、申請の日の6月以前から渋谷区内に引き続き住所を有し、かつ、当該日から給付の日まで渋谷区内に引き続き住所を有していること。
- (2) 高等学校、高等専門学校（第3学年に限る。）、専修学校の高等課程又は法第134条第1項に規定する各種学校の高等課程（専修学校の高等課程に準ずる課程をいう。以下同じ。）を卒業後又は修了後2年以内（これらに準ずる場合を含む。）で、初めて確認大学等（当該確認大学等が専修学校である場合にあつては、専修学校の専門課程（修業年限が2年以上のものに限る。以下同じ。））に入学又は進級をし、在学する者（その入学前又は進級前に奨学金の給付が必要な場合にあつては、入学又は進級をする予定である者）であること。
- (3) 経済的理由により修学が困難であること。
- (4) 学業成績が優良であると認められること。
- (5) 前各号に定めるもののほか、規則で定める要件を満たすこと。

(奨学金の給付期間)

第5条 奨学金の給付期間は、奨学生がその在学する確認大学等の正規の修業年限を満了するために必要な期間とする。

(給付の申請及び候補者の決定)

第6条 奨学金の給付を受けようとする者は、規則で定めるところにより、区長に申請しなければならない。

- 2 区長は、前項の規定による申請があつた場合、その内容を審査し、奨学金の給付を受ける候補者（以下「奨学生等候補者」という。）の決定を行う。

(奨学生等候補者決定の取消し)

第7条 区長は、奨学金の給付に係る奨学生等候補者が次の各号のいずれかに該当する場

合は、当該候補者の決定を取り消すことができる。

- (1) 第4条各号の要件を欠くに至ったとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により奨学生等候補者の決定を受けたと認められるとき。

(給付の決定及び給付額の交付)

第8条 区長は、奨学金の給付に係る奨学生等候補者から規則で定めるところにより申請があった場合には、その内容を審査し、予算の範囲内において、給付の決定を行う。

2 区長は、前項の規定により給付決定を行った場合、規則で定めるところにより、決定給付額を交付する。

(給付の変更申請及び変更決定)

第9条 第6条の規定による奨学金の給付決定を受けた奨学生等候補者は、当該給付決定の内容に変更が生じるときは、規則で定めるところにより、奨学金の給付の変更決定に係る申請をしなければならない。

2 区長は、前項の規定により奨学生等候補者から申請があった場合には、その内容を審査し、予算の範囲内において、当該給付の変更の決定を行う。

(給付決定の取消し)

第10条 第8条の規定により奨学金の給付の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、奨学金の給付を停止し、当該給付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 第4条各号の要件を欠くに至ったとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により奨学金の給付決定を受けたと認められるとき。
- (3) 奨学金を給付の目的以外の用途に使用したと認められるとき。
- (4) 学生等としてふさわしくない行為があったと認められるとき。
- (5) 傷病等のために成業の見込みがないとき。
- (6) 入学前又は進級前に奨学金の給付を受けた者にあつては、当該給付の対象となった確認大学等に入学又は進級をしなかったとき。

(給付金の返還)

第11条 区長は、前条の規定により奨学金の給付に係る交付決定の取消しをした場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に給付金を交付しているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(奨学金審議会)

第12条 奨学金の給付に関して必要な事項を審議するため、区長の附属機関として渋谷区

奨学金審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、次の事項について、区長の諮問に応じて審議する。

- (1) 奨学金の給付に係る申請者の選考審査に関すること。
- (2) 奨学金制度のあり方や運用に関すること。
- (3) その他区長が必要と認める事項

3 審議会は、学識経験者等、区立中学校長及び都立高等学校長、教育委員会委員及び渋谷区職員のうちから、区長が委嘱又は任命する委員15人以内をもって組織する。

4 前3項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第13条 この条例の施行について必要な事項は、区長が定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(渋谷区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第2条 渋谷区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和29年渋谷区条例第8号）の一部を次のように改正する。

別表中45の項の次に次の1項を加える。

46	渋谷区奨学金審議会	委員長	1万8,000円
		委員	1万2,000円

(説明)

経済的理由によって、子どもが進学をあきらめることがないよう、条例を制定する必要があるので、この案を提出する。